

政策・土木交通常任委員会  
平成24年(2012年)10月4日  
土木交通部道路課、都市計画課、住宅課

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う関係条例要綱案に対する意見・情報の募集結果について

**提出された意見・情報 5件(4名)**

提出された意見に基づき、条例要綱案を修正する予定はありません。

	条例名	要綱案		意見・情報の件数	所管課
		項目	内容		
1	(仮称)滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例	自転車歩行車道または歩道の幅員	(独自基準) 横断歩道橋や路上施設を設ける場合に、規定の歩道等幅員に、設置する施設に応じた幅を加える基準とする。	2件	道路課
		車道の縦断勾配	(独自基準) 政令の範囲内で定めている県運用ルールに合わせて、積雪寒冷地域の道路では、原則5パーセント以下とする基準を設ける。	0件	
		歩道および自転車歩行者道の横断勾配	(独自基準) 横断勾配について、政令の範囲内で定めている県運用ルールに合わせて、1%を標準とする基準とする。	0件	
		その他基準	国の参酌基準を基に、現行基準どおり	0件	
2	(仮称)滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例	標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさ等	国の参酌基準を基に、現行基準どおり	1件	道路課
3	滋賀県都市公園条例(一部改正)	住民一人当たりの都市公園敷地面積	(県民一人あたり)現行基準どおり (市街地の住民一人あたり)規定しない	1件	都市計画課
		都市公園の配置及び規模の基準	国の参酌基準を基に、現行基準どおり	0件	
		公園施設の設置基準	国の参酌基準を基に、現行基準どおり	0件	
4	滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例(一部改正)	道路	歩道等の車道等に対する高さ	(独自基準) 省令の範囲内で定めている県運用ルールに合わせて、4cmの高さを標準とする基準を定める。	道路課
			横断歩道等に接続する分離帯の部分における構造	(独自基準) 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の基準を条例で定める。	
			自動車駐車場に設ける便所内便房の出入口の標識	(独自基準) 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の基準を条例で定める。	
			その他基準	国の参酌基準を基に、現行基準どおり	
		公園	特定公園施設	(独自基準) 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」と現行基準の規定内容を比較し、利用者にとって利用しやすい基準となるよう定める。	0件 都市計画課
5	滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(一部改正)	整備基準	国の参酌基準を基に、現行基準どおり	0件	住宅課
		入居収入基準	(一部独自基準) 国の参酌基準が緩和されたが、応募倍率が高く、入居者の所得の状況を勘案して、現行基準どおり定める。	0件	

**条例の制定内容にかかわらない意見 4件**

- (仮称)滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例 1件
- (仮称)滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例 2件
- 滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例(一部改正) 1件

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う関係条例要綱案  
に対して提出された意見・情報とそれに対する滋賀県の考え方について

	条例名	意見・情報	県の考え方	所管課
1	(仮称)滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例	<自転車歩行者道または歩道に、路上施設等を設ける場合の幅員規定> 例外を排除する上から、具体的な数値基準を規定すべき。	(原案のとおりとする) 柔軟な対応を可能とするため、条例においては具体的な数値を設けません。 条例の運用ルールとなる「近江の道づくりルール」等において、路上施設等の幅員の考え方を規定することとします。	道路課
		<自転車歩行者道または歩道に、路上施設等を設ける場合の幅員規定> 横断歩道橋や地下横断施設等を設置する場合、その周囲に視覚障害者誘導用ブロックを敷設することとされているので、その関係部分を含めた幅員を考慮されたい。	(原案のとおりとする) ご指摘のように、横断歩道橋等の周囲には、視覚障害者が橋脚等に接触しないように誘導用ブロックを敷設することとなっていますが、誘導用ブロックの敷設部分が歩行者、自転車、車いす等の通行を妨げるものではないため、歩道または自転車歩行者道の幅員の一部とし、路上施設等の幅員に含める必要はないと考えます。	
2	(仮称)滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例	<要綱案についての内容> 現行の標識令では、原則としてローマ字が日本字の2分の1のサイズで表示すると定められている。 滋賀県では、外国人観光客が多い京都に近く、また外国籍の住民も全国的には少なくないため、新条例で条例施行後に設置する案内標識のローマ字を日本字の60~70パーセントに拡大することを提案する。	(原案のとおりとする) ローマ字の文字の大きさの拡大については、その効果等を十分に検討した上で取り組んでいく必要があると考えており、今回の条例では原案のとおりとします。今後、国の取扱いや他府県の状況等も踏まえ、拡大による効果等を見極めて、基準の改正を検討して参ります。	道路課
3	滋賀県都市公園条例(一部改正)	<県民1人当たりの都市公園敷地面積の標準> 市街地の住民1人当たりの現状値が標準値をクリアしていることから、標準値を定めないことは、市町においてのバランスもあり、また、基準に達していない市町では目標値ともなりうるので、現行基準以上で定めるべきである。	(原案のとおりとする) 県は、県民1人当たりの都市公園敷地面積の標準を条例で定めることとし、市街地の標準値については、主体的かつ計画的に住区基幹公園等を整備する各市町が条例で定めることとなっています。	都市計画課
4	滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例(一部改正)	<歩道等の車道等に対する高さ、横断歩道等に接続する分離帯の部分における構造> ①歩道等の車道等に対する高さについて、4センチメートルを標準とする規定、②横断歩道等に接続する分離帯の部分における構造について、車道部分との段差を2センチメートルを標準とする規定について、想定される高さの根拠や標準とする段差について図等で分かりやすく示されたい。	(原案のとおりとする) 条例は、文章による表現が極めて困難な場合以外は、原則文章で記載することとしています。このため、ご意見をいただいた内容については、条例の運用ルールとなる「滋賀県歩道整備マニュアル」において、詳細な図や解説・注釈等を分かりやすく記載し、適正に運用して参ります。	道路課 都市計画課
5	滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(一部改正)	意見なし	—	住宅課

条例の制定内容にかかわらない意見

	条例名	参考意見	県の考え方	所管課
1	(仮称)滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例	<歩道および自転車歩行者道の横断勾配> 横断勾配が規定値を逸脱している事例や、民地側に過度に高さを合わせた勾配となっている事例が存在するため、再発防止を行っていただきたい。	「滋賀県歩道整備マニュアル」において、横断勾配を1%以下としていますが、沿道民地等への擦りつけが生じる場合などやむを得ない際は、ご指摘のように1%以下の勾配とする幅員を縮小し、その他の幅員で擦りつけを行う場合もあります。 今後とも、設計の段階において、横断勾配を標準値である1%に近づけるよう、民地側の協力や車道の高さ調整など、引き続き十分検討して参ります。	道路課
2	(仮称)滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例	近年設置されている標識の中に、既に廃止となっている滋賀県の案内標識整備指針によるもの(文字サイズが異なるもの)が一部に存在するため、適正な運用を図ること。  既設の標識について、目的地が適切でないもの、情報過多になっているもの、公安委員会の規制との連携不足になっているものなどの課題があるため今後の取組に反映されたい。	ご指摘のような標識は、県の指針を廃止した際に、設計・施工していたもので設置されている場合がありますが、今後新設する標識については、条例に基づいて適切に運用して参ります。  道路の構造を保全し、交通の安全と円滑を図るために設置する標識が、適正により分かりやすいものとなるよう、いただいたご意見の内容について、今後の取組の参考とさせていただきます。	道路課
4	滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例(一部改正)	<都市公園の移動等円滑化基準> 県の対応(案)を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則で規定されている基準に準じた規定を現行基準の規定となるようにいたします。」と修文されては。	現行基準の方がまちづくり条例の基準よりも利用者に利用しやすい基準となっている箇所については、現行基準をそのまま採用することとしています。 このため県の要綱案は、まちづくり条例の基準に準じた改正が必要な項目のみ記載しています。	道路課 都市計画課

## (仮称) 滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について（案）

### 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による道路法(昭和 27 年法律第 180 号)の一部改正により、これまで国が一律に政令(道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号))で定めていた道路の構造の技術的基準を参照し条例で定めることに伴い、(仮称) 滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例を制定します。(施行予定日: 公布日)

※県道の構造に関する技術的基準を条例で定めます。

ただし、道路構造令により定められている地方道の構造の一般的技術基準第 4 条(設計車両)、第 12 条、第 39 条第 4 項および第 40 条第 3 項(建築限界)、ならびに第 35 条第 2 項および第 3 項等(橋等の設計自動車荷重)を除きます。

### 2. (仮称) 滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定内容(案)

#### (1) 県条例独自の規定

① 自転車歩行者道または歩道に、横断歩道橋もしくは地下横断歩道または路上施設を設ける場合の幅員規定を、具体的な数値基準ではなく、設ける施設幅員に応じた規定とします。

(現行基準: 道路構造令第 10 条の 2、第 11 条)

路上施設等を設ける場合は、規定の幅員に、設ける施設ごとに下表の幅員を加える規定となっています。

横断歩道橋等を設ける場合	3 メートル
ベンチの上屋を設ける場合	2 メートル
並木を設ける場合	1. 5 メートル
ベンチを設ける場合	1 メートル
その他の場合	0. 5 メートル

#### 県の考え方

路上施設、またはその施設幅には様々なものが考えられるため、横断歩道橋、ベンチの上屋、並木、ベンチ等の例示に限らず、施設に対応した柔軟な規定とします。

② 車道の縦断勾配について、積雪寒冷地域に存する道路では、5パーセント以下とすることを規定します。ただし、地形状況等によりやむを得ない場合には、特例値まで緩和できる規定とします。

(現行基準：道路構造令第20条) —————

車道の縦断勾配は、道路の区分および道路の設計速度に応じて、3～12パーセント以下とする規定となっています。

#### 県の考え方

道路構造令では、地域特性に応じた縦断勾配の規定がありません。県北部地域では、冬期の積雪時等に立ち往生する車両により通行に支障をきたすことがあるため、出来る限り緩やかな縦断勾配による整備が必要です。県の運用ルールである「近江の道づくりルール」で定めている「縦断勾配5パーセントが望ましい」との基準を条例化することで、出来る限り積雪寒冷地域に対応した勾配の道路を整備することとします。

③ 歩道および自転車歩行者道の横断勾配について、1パーセントを標準とする規定とします。

(現行基準：道路構造令第24条) —————

歩道または自転車道等の横断勾配は2パーセントを標準とする規定となっています。

#### 県の考え方

県では、道路構造令の範囲内で、運用ルールである「滋賀県歩道整備マニュアル」の規定、および「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の道路の移動円滑化基準に基づき、県道の歩道等の整備を行っているため、運用ルールの基準で条例化することとします。

#### (2) その他の規定

上記の項目以外の規定については、道路構造令と同一の基準で条例化することとします。

# (仮称)滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について(案)

## 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による道路法(昭和27年法律第180号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号))で定めていた道路標識の寸法と文字の大きさの基準を参照し条例で定めることに伴い、(仮称)滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定します。(施行予定日:公布日)

※県道における道路標識について条例で定めます。

## 2. (仮称)滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定内容(案)

案内標識および警戒標識ならびにこれらに付置される補助標識の標示板の寸法と文字の大きさについて、現行「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」と同一の基準で条例化することとします。

## 県の考え方

県では、現在、現行基準の運用に基づき標識を整備していることから、現行基準と同一の基準で条例化することとします。

# 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例要綱案

## 滋賀県都市公園条例の改正内容（案）

### 1 都市公園の設置基準（都市公園法第3条第1項）

#### （1）県民1人当たりの都市公園敷地面積の標準（都市公園法施行令第1条の2）

区分	標準値（住民1人当たりの都市公園敷地面積）			
	現行基準	滋賀県の基準（案）	現状値（H22年度末）	
			国	県
県民1人当たり	10m <sup>2</sup> 以上	現行基準とおり	9.2	8.3
市街地（市街化区域）の住民一人当たり	5m <sup>2</sup> 以上	規定しない	6.9	5.3

### 県の対応（案）

県民1人当たりの都市公園敷地面積の現状値は8.3m<sup>2</sup>(H22年度末)で現行基準に達していないため、10m<sup>2</sup>以上を標準値とします。市街地の区域内では主に市町が住区基幹公園等を整備するため、市街地（市街化区域）の住民1人当たりの都市公園敷地面積の標準は条例で定めません。

(2) 地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）

種類	種別	配置	現行基準	滋賀県の基準（案）
住区基幹 公　園	街区公園	街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置	<u>0.25ha</u>	現行基準とおり
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置	<u>2ha</u>	現行基準とおり
	地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置	<u>4ha</u>	現行基準とおり
都市基幹 公　園	総合公園	容易に利用することができるよう配置	利用目的に応じて機能を十分發揮することができる面積	現行基準とおり
	運動公園			
大規模 公　園	広域公園			
緩衝 緑地等	都　市 緑地等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定める		現行基準とおり

県の対応（案）

主に市町が設置する住区基幹公園については、県で設置する場合に備え、現行基準とおりで条例に定めます。その他の種別の公園についても、「公園の目的に応じて敷地面積を定める」とする現行基準とおりで条例に定めます。

## 2 公園施設の設置基準（都市公園法第4条第1項、都市公園法施行令第6条）

1 の都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準

公園施設の種別	建築面積の割合		
	現行基準	滋賀県の基準（案）	
建築物	2 %	現行基準とおり	
特 例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	10%	
	休養施設、教養施設で国宝等	20%	
	高い開放性を有する建築物	10%	
	仮設公園施設	2 %	

### 県の対応（案）

全ての県営都市公園で、2 %の現行基準を下回っているため、現行基準とおりで条例に定めます。

特例は、運用していませんが、現行基準とおりで条例に定めます。

### 3 条例施行日

公布日（予定）

<道路の移動等円滑化基準>

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（案）

1. 「滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例」の改正内容（案）  
(道路の移動等円滑化基準)

※県道のうち、特定道路の移動等円滑化のために必要な道路構造に関する技術的基準

**(1) 県条例独自の規定**

① 歩道等の車道等に対する高さについて、4センチメートルを標準とする規定とします。

(現行基準：移動円滑化基準第8条)

歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とする規定となっています。

**県の考え方**

県では、移動等円滑化基準の範囲内で、運用ルールである「滋賀県歩道整備マニュアル」の規定に基づき県道の歩道等の整備を行っているため、この運用ルールの基準を条例化することとします。

② 横断歩道等に接続する分離帯の部分における構造について、車道部分との段差を2cmを標準とする規定等を定めます。

**県の考え方**

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則」（平成7年滋賀県規則第46号）で規定されている道路に関する整備基準のうち、横断歩道における中央分離帯の構造に関する規定が、現行の移動等円滑化基準にないため、横断歩道等にかかる基準（移動円滑化基準第9条）と合わせて、段差および構造について条例で定めることとします。

③ 自動車駐車場に設ける便所内便房の出入口付近に、「かな、ローマ字、絵等による見やすい表示」の標識を設ける規定を定めます。

**県の考え方**

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則」に規定されている便所における表示規定が、現行の移動等円滑化基準にないため、自動車駐車場に設ける便所の規定（移動等円滑化基準第31条第2項）を対象に条例で定めることとします。

**(2) その他の規定**

上記の項目以外の規定については、移動等円滑化基準と同一の基準で条例化することとします。

＜都市公園の移動等円滑化基準＞

2. 滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の改正内容（案）  
（都市公園の移動等円滑化基準）

公園管理者等の基準適合義務等（法第13条）

特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する12の特定公園施設を設ける場合の基準

【特定公園施設】

・園路及び広場	・屋根付広場	・休憩所	・野外劇場	・野外音楽堂	・駐車場
・便所	・水飲場	・手洗場	・管理事務所	・掲示板	・標識

県の対応（案）

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則（平成7年滋賀県規則第46号）で規定されている基準と現行基準（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令）の規定内容を比較し、利用者にとって利用しやすい基準となるよう条例で定めます。

3. 条例施行日

公布日（予定）

比較表 都市公園移動等円滑化基準、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例基準の相違箇所を抜粋

特定公園施設	項目	現行基準(都市公園移動等円滑化基準)	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例 (数字は別表第2の番号)	県の対応(案)
(園路及び広場)	第3条第1項 出入口		1-9(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造 その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第3条第1項 階段		1-2(4)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第3条第1項 傾斜路		1-5(3)イその前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第3条第1項 転落防止施設	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第十一條第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一條第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	3-2(2)視覚障害者の利用上必要な箇所には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。 1-5(4)排水溝を設ける場合は、溝ぶたを設け、車いす使用者等の通行に支障のないものとすること。	転落のみに限定している省令に、その他の必要な場所にも設置できるようにします。
(休憩所及び管理事務所)	第5条第1項 出入口	二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。	1-9(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造 その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	より具体的なまちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第5条第1項 カウンター	カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	3-6 受付カウンター等を設ける場合は、第1の20に定める構造とすること。 1-20 受付カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。	省令のただし書き規定を設けません。
(野外劇場及び野外音楽堂)	第6条第1項 出入口との通路	ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	3-2(2)視覚障害者の利用上必要な箇所には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。	転落のみに限定している省令に、その他の必要な場所にも設置できるようにします。
(駐車場)	第7条第1項 車いす使用者用 駐車場		ウ車いす使用者駐車施設から主要な園路までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
(便所)	第9条第1項 便房が設けられた便所		1-9(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造 その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	省令に規定がないため、まちづくり条例と同じ規定を設けます。
	第9条第2項 便房が設けられた便所の標識	出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。	3-9(2) (1)の案内板または3の便所における車いす使用者便房の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、第1の23の(3)(必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行うこと)に定める構造とすること。	より具体的なまちづくり条例と同じ規定を設けます。

## 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例要綱案

### 1 改正の概要

#### (1) 整備基準

従来、国で定められていた整備基準(※)について、条例で定めることとします。(条例第2条の3関係)

項目	現行(法・省令)	改正案(県条例・規則)
総則	地域社会の形成、良好な居住環境の確保、費用の縮減	現行基準に同じ
敷地の基準	位置、安全性、排水	現行基準に同じ
住宅の基準	日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保 住戸の規模、省エネ、遮音、構造、設備、高齢者への配慮	現行基準に同じ
附帯施設の基準	自転車置場、物置、ごみ置き場等の配置	現行基準に同じ
共同施設の基準	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路の配置	現行基準に同じ

※ 整備基準：県営住宅及び共同施設の建設などを行う場合の技術的な基準

#### (2) 入居収入基準

従来、国で定められていた入居収入基準(※1)について、条例で定めることとします。(条例第4条関係)

項目	現行(法・政令)	改正案(県条例・規則)
本来階層 ※2	入居収入基準 15万8千円以下	現行基準に同じ
裁量階層 ※3	対象者 ・障害者世帯 ・高齢者世帯 ・戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者の世帯 ・子育て世帯	現行基準に同じ
	入居収入基準 21万4千円以下	現行基準に同じ

※1 入居収入基準：県営住宅への入居資格が認められる者の所得の基準

※2 本来階層：県営住宅に入居できる一般の階層

※3 裁量階層：特に居住の安定を図る必要があるため、入居収入基準を緩和する階層

### 2 条例施行日

平成25年4月1日(予定)